

議案第31号

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和6年2月26日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年佐倉市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（事前協議）

第5条の2 法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地の区域の変更（墓地を拡張する場合に限る。）の許可を受けようとする者は、当該墓地の工事に着手する前にその計画について市長と協議しなければならない。

第7条第1項第2号中「埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあつては、」を削り、「100メートル」を「150メートル」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項第2号の改正規定は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する施行の日（以下「施行日」という。）において現に存する墓地に係る基準の適用については、この条例による改正後の佐倉市墓地等の経営の許可等に関する条例（以下「新条例」という。）第7条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新条例第7条第1項第2号の規定は、施行日以後に新条例第5条の2の規定による事前協議（以下「事前協議」という。）の申出のあった墓地に係る法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請（以下「申請」とい

う。) について適用し、施行日前に事前協議の申出のあった墓地に係る申請については、なお従前の例による。